

札幌市保育人材就職支度手当補助事業費補助金交付要綱

(令和 6 年 5 月 14 日子ども未来局長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、札幌市内の保育施設が支給する新卒者等に対する就職支度手当について、札幌市がその一部を補助することにより、新卒者等の保育施設への就職を促し、札幌市における保育人材を確保することなどを目的として実施する「札幌市保育人材就職支度手当補助事業」について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 保育施設 次のアからカまでに掲げる施設をいう。

ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 39 条第 1 項に規定する保育所（法第 35 条第 4 項の規定により認可を受けたものに限る。）

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）

ウ 法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業を行う事業所（法第 34 条の 15 第 2 項の規定により認可を受けたものに限る。）

エ 法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業を行う事業所（法第 34 条の 15 第 2 項の規定により認可を受けたものに限る。）

オ 法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う事業所（法第 34 条の 15 第 2 項の規定により認可を受けたものに限る。）

カ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する「幼稚園」のうち札幌市一時預かり事業の対象園として認定を受けている施設

(2) 新卒者等 保育士資格を取得した者または幼稚園教諭免許状を取得した者のうち、初めて保育士等として就職する者その他これらに準ずるものとして市長が別に定める者

(3) 保育士等 保育士、保育教諭または幼稚園教諭

(4) 就職支度手当 新卒者等が就労を開始するにあたり、その準備等に要する経費に充てることなどを目的とした手当

(補助金の交付)

第 3 条 市長は、第 1 条の目的を達成するため、次条以下の補助要件に該当し、かつ補助することが必要と認められる施設に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助対象施設)

第4条 補助の対象とする施設は、札幌市内に所在する保育施設のうち、次に掲げる要件をいずれも満たす新卒者等を採用し、当該新卒者等に対して、就職支度手当を支給した施設（札幌市が設置及び運営する施設を除く。以下「対象施設」という。）とする。

- (1) 雇用契約上、対象施設の就業規則において定められている常勤の保育士等が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者またはそれ以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者。
- (2) 勤務開始後、6カ月以上、雇用継続する者。

(補助金の交付額)

第5条 補助金は、対象施設が新卒者等に対して5万円以上の就職支度手当を支給した場合に、その2分の1を交付するものとする。

- 2 前項の補助金は、5万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象施設は、市長が必要と認める書類を添付して、市長へ申請するものとする。ただし、補助金を申請できる期間は、対象者が勤務を開始した日の属する年度のうち、市長が別に定めるものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容について審査を行い、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、交付の可否及び交付額を決定し、補助金の交付申請を行った対象施設に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 市長は、対象施設が、次の各号に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 補助条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (3) 法令又はこれに基づく処分に違反したとき
- (4) その他市長が補助することを不適当と認めたとき

- 2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、理由を付してその旨を当該対象施設に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 9 条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第 10 条 市長は、対象施設が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金の全部または一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務または事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(立入調査等)

第 11 条 市長は、補助金にかかる予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定に基づき、対象施設に対して報告をさせ、または当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(様式)

第 12 条 この要綱に定める事業の実施に必要な様式については、支援制度担当部長が別に定める。

(委任)

第 13 条 この要綱の実施に関し、その他必要な事項は支援制度担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 14 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。